

木造住宅等の施工能力向上・継承事業を行う
事業者の募集について
(公募要領)

平成24年4月
国土交通省住宅局

国土交通省住宅局では、木造住宅等の施工能力向上・継承事業を行う事業者の公募を行います。

この事業について応募される方は、この公募要領を熟読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行って下さい。

《本事業に関する問い合わせ》

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

電 話 03-5253-8111 (代)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

木造住宅等の施工能力向上・継承事業を行う事業者の募集について（公募要領）

1 総則

木造住宅等の施工能力向上・継承事業を行う事業者の公募の実施については、この要領に定める。

2 補助事業の内容

本補助事業の内容は、別添1「木造住宅等の施工能力向上・継承事業の概要」のとおりとする。

3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす民間事業者等であることを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

4 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 宮脇
電話 03-5253-8111(代) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール miyawaki-s2vy@mlit.go.jp

(2) 受付方法

電話、FAX（A4、様式自由）又は電子メールにて受け付ける（来訪等による問合せには対応しない）。なお、FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。なお、質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 受付期間

平成24年4月20日(金)10:00から平成24年5月10日(木)18:00まで。

5 提案書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 提案書（別添2「提案書作成事項」による）

② 提出者の概要（会社概要、役員構成等）が分かる資料（任意様式）

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成24年5月11日(金)18:00まで(必着)

② 提案書等の提出場所

4(1)に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合はA4サイズとし5部、FAX又は電子メールの場合は1部。(FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「Just System 一太郎 2004～2009」「Microsoft Word2003, 2007」「Microsoft Excel2003, 2007」「Adobe Acrobat Reader4.0～9」の形式
- ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

④ 提出に当たっての注意事項

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から18時までとする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「木造住宅等の施工能力向上・継承事業に係る提案書在中」と朱書明示すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった提案書等は、無効とする。

エ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

オ 事業者の要件を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。

6 審査・採択方法

提出された提案書等について、学識経験者等で構成する評価委員会において書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る平成24年度予算の範囲内で採択する。

木造住宅等の施工能力向上・継承事業の概要

1 補助事業の目的

本事業は、木造住宅供給の担い手となる大工就業者の減少・高齢化を踏まえ、木造住宅等の生産過程や維持管理・リフォーム技術等に関する知識・ノウハウを有する人材を育成するため、これら人材を育成しようとする者に対し、国が必要な費用を補助することにより、木造住宅等の生産体制の強化を図ることを目的とする。

2 補助対象とする事業の内容

次の(1)から(6)のテーマのいずれかに該当する、木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組。

- (1) 木造住宅の高度な省エネ施工技術に関する講習
- (2) 木造住宅の耐震診断・耐震改修技術に関する講習
- (3) 木造住宅の構造計画に関する講習
- (4) 既存住宅のリフォーム推進に資する診断・修繕計画策定・施工技術等に関する講習
- (5) 長期優良住宅の施工等に係る大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導
- (6) 手刻み加工や墨付け等の伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導

※ 本事業により実施する技術講習又は実技指導においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

※ なお、上記のうち、(5)及び(6)については複数年度にまたがる事業計画の提案についても可とする。この場合、提案書において予め各年度の計画及び必要経費等を明らかにすることとし、提案内容等が適切と判断され採択となれば、2年目以降の事業に係る補助金については、当該年度の国の予算が認められた場合に、予算の範囲内で優先的に交付を行う。

※ また、(6)のテーマについては、全国規模及び都道府県規模で体系的かつ効率的に人材育成を実施するため、下表に示すA～Dの4つのカテゴリーに分けて募集し、取組内容等に無用の重複が生じないように配慮する。

	全国的又は広域的な取組（主要都市圏における取組や複数の都道府県における取組）	地域密着型の人材育成のモデルとなるもので、特に他県等への波及効果が期待される取組（原則、都道府県の範囲内における取組）
新たに大工を目指す者(原則として大工の実務経験が3年未満の者)に対する支援	A	C
技術力の更なる向上に取り組もうとする大工就業者(原則として大工の実務経験が3年以上の者)に対する支援	B	D

なお、AとBの両方に取り組む内容及びCとDの両方に取り組む内容は、これを認める事とする。

- A：新たに大工を目指す者(原則として大工の実務経験が3年未満の者)を対象として、技術指導等の人材育成を全国的又は広域的に行う取組
- B：技術力の更なる向上に取り組もうとする大工就業者（原則として大工の実務経験が3年以上の者）を対象として、技術指導等の人材育成を全国的又は広域的に行う取組
- C：新たに大工を目指す者(原則として大工の実務経験が3年未満の者)を対象として、地域に根ざした構法・技術の継承等のための技術指導等を行う取組であり、各地域における人材育成のモデルとなることが期待される取組。
- D：技術力の更なる向上に取り組もうとする大工就業者（原則として大工の実務経験が3年以上の者）を対象として、地域に根ざした構法・技術の継承等のための技術指導等を行う取組であり、各地域における人材育成のモデルとなることが期待される取組。

3 事業の要件

補助を受けようとする事業は、次の(1)から(5)までの全てを満たす事業内容であることを要件とする。

- (1) 本事業を行うに当たっての背景や解決すべき課題についての分析がなされ、実施しようとする内容がその課題解決に向けた適切なものとなっていること
- (2) 本事業による人材育成の達成目標（対象とする木造住宅の構法、構造的特徴等とそのために必要とされる技術・技能の修得の達成目標）が設定されていること。また、年度末に目標の達成状況を報告すること。
- (3) 本事業による人材育成のカリキュラム（講習や実技指導のメニュー及びその実施スケジュール）が、(2)に掲げる人材育成の目標等の達成に資するよう適切に設定されていること。

- (4) 本事業による人材育成の実施体制及び実施環境（講師・指導者の選定, 対象者（受講者）の人数の設定、実施場所、使用するテキストやツール等）が、(2)に掲げる人材育成の目標等の達成や(3)に掲げるカリキュラムの内容と整合していること。
- (4) 他の補助金等が交付されている、又はその予定がある事業については、当該補助金等の対象となる事業と明確に区分できる事業であること。
- (5) 受講者等に適切な参加費用を求めること。

4 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、「2 補助対象とする事業の内容」に示す木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組に必要な、別添参考に掲げる経費のうち、国土交通省が認める経費とする。

5 補助金の額

定額

なお、補助金の額の上限は1件につき次のとおりとする。

「2 補助対象とする事業の内容」に掲げるテーマのうち、

(1)から(4)については、5千万円

(5)及び(6)については、1億円（複数年度にまたがる場合は、1年当たりの平均の額とする）

※ 補助金の額については、提案された内容に関する評価委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定するので、要望額についてすべて対応するものではありません。

6 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成24年6月から平成25年3月上旬（予定）

提案書作成事項

提案書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。ただし、資料添付が必要な場合は、別添として差し支えない。

1 補助対象とする事業者の要件への適合及び補助事業の実施体制

公募要領の3に記載されている補助対象とする事業者の要件のうち、(1)から(4)について要件を満たす理由及び補助事業の実施体制について別紙様式Bに具体的に記載すること。また、添付資料がある場合にはその旨記載すること。

2 事業の概要及び提案事項

以下に示す補助対象とする事業の内容に基づく提案事項について、事業の背景・解決すべき課題、事業内容、事業効果等の観点から別紙様式Cに具体的に記載すること。また、必要に応じて写真や図表等を用いても構わない。

(補助対象とする事業の内容)

次の(1)から(6)のテーマのいずれかに該当する、木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組。

- (1) 木造住宅の高度な省エネ施工技術に関する講習
- (2) 木造住宅の耐震診断・耐震改修技術に関する講習
- (3) 木造住宅の構造計画に関する講習
- (4) 既存住宅のリフォーム推進に資する診断・修繕計画策定・施工技術等に関する講習
- (5) 長期優良住宅の施工等に係る大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導
- (6) 手刻み加工や墨付け等の伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導

※ 本事業により実施する技術講習又は実技指導においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

※ なお、上記のうち、(5)及び(6)については複数年度にまたがる事業計画の提案についても可とする。この場合、提案書において予め各年度の計画及び必要経費等を明らかにすることとし、提案内容等が適切と判断され採択となれば、2年目以降の事業に係る補助金については、当該年度の国の予算が認められた場合に、予算の範囲内で優先的に交付を行う。

※ また、(6)のテーマについては、全国規模及び都道府県規模で体系的かつ効率的に人材育成を実施するため、下表示すA～Dの4つのカテゴリーに分けて募集し、取組内容等に無用の重複が生じないように配慮する。

	全国的又は広域的な取組（主要都市圏における取組や複数の都道府県における取組）	地域密着型の人材育成のモデルとなるもので、特に他県等への波及効果が期待される取組（原則、都道府県の範囲内における取組）
新たに大工を目指す者(原則として大工の実務経験が3年未満の者)に対する支援	A	C
技術力の更なる向上に取り組もうとする大工就業者(原則として大工の実務経験が3年以上の者)に対する支援	B	D

なお、AとBの両方に取り組む内容及びCとDの両方に取り組む内容は、これを認める事とする。

- A：新たに大工を目指す者(原則として大工の実務経験が3年未満の者)を対象として、技術指導等の人材育成を全国的又は広域的に行う取組
- B：技術力の更なる向上に取り組もうとする大工就業者（原則として大工の実務経験が3年以上の者）を対象として、技術指導等の人材育成を全国的又は広域的に行う取組
- C：新たに大工を目指す者(原則として大工の実務経験が3年未満の者)を対象として、地域に根ざした構法・技術の継承等のための技術指導等を行う取組であり、各地域における人材育成のモデルとなることが期待される取組。
- D：技術力の更なる向上に取り組もうとする大工就業者（原則として大工の実務経験が3年以上の者）を対象として、地域に根ざした構法・技術の継承等のための技術指導等を行う取組であり、各地域における人材育成のモデルとなることが期待される取組。

3 経費の内訳

補助事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税額を含む。）について、別紙様式Dに記載すること。なお、複数年度にまたがる事業計画の提案の場合は、補助金の交付を希望する全ての年度の経費の内訳について、年度毎にページを分けて記載すること。